

# こども・ほっとそうだん

つうしん だい ごう  
通信 第4号



学校行事の秋、芸術の秋、そして食欲の秋。みなさんは、どんな秋をむかえていますか。朝霞市『こども・ほっとそうだん』は、こどもの権利を大切にして、秘密を守って、みなさんのどんなお話も、いっしょに考えます。

だれにも言えなかったこと、『こども・ほっとそうだん』に相談してみませんか。



こ

ど

も

の

権

利



## 『こどもの権利』を知っていますか ④

こどもの権利条約には、4つの原則（基本的な考えかた）があります。

1つめは、『差別されない権利』2つめは、『こどもの最善の利益』でしたね。

今回は、原則3つめ『命を守られ成長できること』です。

すべてのこどもは、命が守られ、もって生まれた<sup>のうりよく</sup>能力をじゅうぶんに伸ばしながら成長できる権利があります。例えば、学校などで教育を受けられ、病気やけがのときは医療を受けられ、暴力や貧困などから守られて、健やかに育つことです。

みんなの命と、毎日の生活につながる、大切な<sup>けんり</sup>権利ですね。



こども・ほっとそうだん

相談方法

電話

会って相談  
(予約してね)

手紙

相談  
フォーム



相談フォーム



☎ 048-423-4120

専門の相談員は水曜日・金曜日

午前9時30分～午後4時30分 ※祝日、年末年始はお休みです。

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分も電話できます。

